

## Topics

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆管理支配地主義に基づく居住者企業の認定に関する問題に係る公告（国家税務総局公告 2014年第9号, 2014年1月29日発布）

《管理支配地主義に基づく居住者企業の認定に関する問題に係る公告》（以下、「公告」という）に関する内容について、以下のとおり解説する。なお、管理支配地主義とは、居住者企業であるか否かの認定を、実際の管理支配地を基準として判断する考え方である。

#### 一、発布の背景

《中華人民共和国企業所得税法》第二条の居住者企業認定に関する条項の立法趣旨は、国際慣行に鑑み、適度に税収管轄権を拡大し、国を跨る租税回避行為を防止し、かつ、国家の税収権益を保護することにある。

企業所得税法が2008年に施行されて以後、配当所得に関する税収政策の変化、すなわち、外国投資者に対して、中国国内源泉所得である配当所得について所得税を徴収する税収政策の施行により、国外中国資本企業が二重課税問題に直面することとなった。この問題を解決するために、税務総局は《国外登録中国資本企業の管理支配地主義による居住者企業認定に関する問題に係る通知》（国税発〔2009〕82号）を発布し、一部の国外中国資本企業について、居住者企業の認定を通して、配当の二重課税問題を解決した。さらに、税務総局は、《国外登録中国資本居住者企業の所得税管理弁法（試行）》（国家税務総局公告2011年第45号）を併せて発布し、管理問題に関して比較的詳細な規定を制定した。上述の規定に基づき、現在、国外中国資本企業に対する管理支配地主義による居住者企業認定について、二つの状況がある。一つは、企業が、配当に対する二重課税排除のために主導的に申請を行う状況、もう一つは、税収流出を避けるために、税務機関が申請の無い企業に対して主導的に判定する状況である。

国外中国資本企業に対して管理支配地主義に基づき居住者企業認定を行う事として以来、法に基づき中国の税収管轄権の拡大、国を跨る租税回避の防止、及び国家の税収権益を保護について、総合的に

は良好な状況であると考えられる。しかし、段階的に税務総局まで審査承認が行われる管理方式には問題も見られた。例えば、主管税務機関は企業の状況をより熟知しており、主管税務機関の責任は、関連規定と企業の状況を踏まえて当該企業が居住者企業に該当するか否かを判定する事であり、税務総局まで段階的に報告して判断を仰ぐことではないという問題がある。また、行政の審査機能の整理・簡素化の推進に伴い、適宜審査機関の調整、及び管理弁法の改善が必要もあり、管理方式の調整及び関連する問題に対する規定の制定が求められた。このような背景のもと、税務総局は公告形式により《国外登録中国資本企業の管理支配地主義に基づく居住者企業認定に関する問題に係る通知》（国税発〔2009〕82号）の関連条項を改定した。

#### 二、主な調整内容

##### （一）居住者企業認定に係る承認機関の調整

国税発〔2009〕82号の規定により、居住者企業の認定申請は主管税務機関による審査に始まり、各階級の税務総局により段階的に審査されてきた。この点、國務院行政審査制度改革の規定に基づき、税務総局は國務院に対して、当該審査の下位部門への権限委譲を申請した。新弁法では、居住者企業認定申請は主管税務機関による審査の後、各省級税務機関が確認する事とし、各税務総局が再度確認する必要はないものとされた。具体的な手続は以下のとおり。

主管税務機関は、当該企業が居住者企業に該当するか否かの判定を行い、各省級税務機関が確認する。省級税務機関の確認後、当該企業の国内におけるその他の投資地の関連省級税務機関に対する通知（副本の送付）を行う。認定を行う省級税務機関は、認定後に税務総局に副本の送付を行う必要があり、かつ、税務総局のサイトで統一して公布する。このような処理は、政府機構の簡素化及び権限委譲、並びに、全国的な監督機能強化と協調に資するもので

## Topics

ある。

#### （二）居住者企業の認定に係る主管部門の調整

地区を跨ぐ事項について有効な調整を行うこと、納税者に対する利便化、並びに税務部門が国外中国資本企業に対して更に有効な管理が行えるよう、国外中国資本企業の管理支配地と、当該国外中国資本企業に対する中国国内主要投資者の所在地が異なるという状況に対して、《公告》は、複数の場所で認定申請が行えるという改定前の規定を改め、中国国内の主要国内投資者の登録地の主管税務機関に対してのみ認定申請を行えるものとした。これにより、権限委譲後の認定主管部門が明確化され、複数の地で認定が行われる事に起因する問題が無くなり、かつ、主管税務機関の責任が強化されることとなった。

#### （三）配当等の権益性投資に係る税務処理の明確化

居住者企業の過年度の配当等の権益性投資に係る

税務処理問題に対する関連規定は、未だ十分に明確とは言えないものである。そこで、《公告》では、国外中国資本企業について、非居住者企業と認定された年度より、当該非居住者企業が中国国内のその他居住者企業から取得した配当等の権益性投資収益及び過年度の未分配利益について、《中華人民共和国企業所得税法》第二十六及び同实施条例第十七条、第八十三条の規定に従って処理するものとして、立法趣旨を具体化した。

#### （四）本公告と国税発〔2009〕82号文件の関係に関する問題の明確化

本公告は、国税発〔2009〕82号文件を一部改定し、主に審査権限の権限委譲、及び管理業務の有効化に関する具体的取扱いを規定したものであり、その他の管理問題については、引き続き、国税発〔2009〕82号文件に従う。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。